

横手市農業委員会

令和3年度 第10回

農業委員会総会議事録

令和3年12月15日

## 令和3年度 第10回横手市農業委員会総会議事録

令和3年12月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第55号 農用地利用集積計画撤回に対する意見決定について
6. 議案第56号 農用地利用集積計画審議について
7. 議案第57号 非農地証明願いの証明申請について
8. 報告第10号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局	農委事務局主席主査	堀	田	徳	郎
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局	農委事務局主査	藤	田		潤
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は23名であります。  
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第10回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
19番 高橋 康弘 委員  
20番 高橋 正也 委員  
の両名を指名いたします。

日程2、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

はじめに「15番」は、議席番号23番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号23番 齊藤龍平委員 一時退席)

議長

それでは「15番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。  
議事参与案件は、1件です。

十文字地域局管内から、「15番」は耕作者への贈与です。申請理由としましては、譲渡人は県外在住であり、これまでも譲受人が申請地を含めた譲渡人所有の農地を管理しておりましたが、高齢のため農地の処分を進めており、今般贈与となったものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号102番に記載されているとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「15 番」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「15 番」については、許可することに決定いたします。  
退席委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 齊藤龍平委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「1 番」から「21 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

申請案件は 20 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

「1 番から 3 番」は横手地域局管内から、「1 番」は耕作者への贈与です。申請理由としましては、譲受人が長年作業受託していた農地であり、譲渡人が高齢のため贈与するものです。

「2 番」は転用代替地の取得です。なお、譲受人は本年 7 月総会において、転用地として農地を売り渡しており、その代替地として申請地を新たに取得するものです。また、売買価格が通常より高い価格となっておりますが、これにつきましては申請地が宅地に隣接した農地であるためとのことで、双方合意の上、申請したものです。

「3 番」は買受による規模拡大です。

「4 番」は増田地域局管内から、「4 番」は農地所有適格法人による買受による規模拡大です。

議案書 3 ページ、4 ページに跨ります。

「5 番から 9 番」は平鹿地域局管内から、「5 番、6 番」は自作地相互の交換です。

「7 番」は親戚への贈与です。申請理由としましては、申請人双方は従弟関係であり、以前から賃貸借契約により耕作している農地を贈与するものです。

「8 番」は買受による規模拡大です。

「9 番」は買受による営農開始です。なお、譲受人は市外に在住しておりますが、農機具や作業場については申請地の近くの知人から借り受けることを営農計画書で確認しています。また、現在も自家用野菜の栽培などを行っており、今後の営農に支障はないものと判断しています。

「10 番から 12 番」は雄物川地域局管内から、「10 番」は買受による規模拡大です。

「11 番」は買受による営農開始です。

「12 番」は賃借権設定による営農開始です。なお、「11 番、12 番」の譲受人は同一人で、現在も集落で水稻作付を共同で行っており、営農に支障はないものと判断しています。今後、農地を借り入れて営農する旨

事務局

の営農計画書が提出されています。

議案書 5 ページをご覧ください。

「13 番から 16 番」は十文字地域局管内から、「13 番、14 番」は自作地相互の交換です。なお、申請面積に差がありますが、「13 番」は近接する宅地も含めて交換するため、農地面積は少なくなっています。

「16 番」は買受による規模拡大です。

議案書 6 ページをご覧ください。

「17 番から 20 番」は山内地域局管内から、「17 番から 20 番」は耕作者への贈与です。申請理由としましては、以前より譲受人が賃貸借契約などにより耕作していた土地であり、譲渡人は今後も農業経営する意思はないため贈与するものです。

議案書 7 ページをご覧ください。

「21 番」は大雄地域局管内から、「21 番」は親戚への贈与です。申請理由としましては、両者は本家別家の間柄であり、申請地が譲受人の自宅に隣接しており、畑地利用する上で利便性がよいことから贈与となったものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 88 番から 108 番に記載されているとおおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

4 番

「2 番」の案件についてですけれども、受人の方の申請事由が代替地の取得となっていますけれども、渡人の方との関係や経緯などについて、現地確認された委員さんからでも良いですので、もう少し詳しく教えて下さい。

事務局

先ほどの説明にもありましたけれども、受人の方については 7 月総会の際に、自己所有農地を転用地として売り渡しています。その代替地として、今回の申請地を取得するものです。

また、申請人双方の関係については、全くの第三者で関係性は無いと伺っております。

4 番

受人が利便性とかを考慮して、当該地を選定したということですか。

事務局

そうです。

議長

ほかにご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。議事参与案件を除く「1番」から「21番」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「1番」から「21番」については、許可することに決定いたします。

日程3、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。今月の4条許可申請の件数は1件となっております。議案書10ページをお開きください。

横手地域局管内からのものです。農地区分は、都市計画法に定める用途地域内にある農地であることから第3種農地と判断します。用途地域の種別としては商業地域となっております。

事業概要は、近隣の宅地化が進み、小中学校に近く、国道や県道からも近いことから交通の便が良く、住宅の需要が見込まれるため、このたび共同住宅1棟10戸を建設しようとするものです。

土地概要は、市立横手北小学校から北東に約450mにある農地で、地目は登記、現況とも田となっております。隣接地の状況は、北側・西側・南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、土留め工事を行い、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

その他として、地役権者であります東北電力ネットワーク株式会社より同意書が出されております。

現地調査は、12月2日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

本案件は、第3種農地であり、立地基準を満たし、また一般基準も満たしていることが書面等で確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)



議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 53 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 53 号」については、許可することに決定いたします。

日程 4、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明します。議案書 14 ページをお開きください。

「1 番」は横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第 3 種農地と判断します。用途地域の種別は第二種中高層住居専用地域です。

事業概要は、譲受人は不動産仲介・管理、宅地分譲、住宅建売の事業を営んでおりますが、本申請地は国道 13 号線を始め県道や市道等の主要道路に近く、また商業施設・病院・役所等にも近く、住宅用地の需要が高い地域にあることから、これに対応するため申請地を宅地造成し、分譲するものです。

土地概要は、申請地は、条里南庁舎から北東に約 600m に位置しており、地目は現況も登記も畑となっています。隣接地の状況は、北側・東側・南側は宅地、西側は市道となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画ですが、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、周辺の道路や土地と同じ高さのため盛土・造成は行いませんが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

申請地は第 3 種農地であり、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12 月 2 日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。農地区分は、申請地は都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第 3 種農地と判断します。用途地域の種別は第二種中高層住居専用地域です。

事業概要についてですが、譲受人は不動産賃貸業を営んでいる会社役員ですが、申請地は横手市の中心部に位置し、国道13号線や主要道路が近く、商業施設・病院・役所等が近く、住宅需要の高い地域にあることから、これに対応するため共同住宅1棟4戸を建設するものです。

土地概要ですが、申請地は条里南庁舎より南東に約600mに位置しており、地目は現況、登記とも畑となっています。隣接地の状況は、北側・西側・南側は宅地、東側は市道となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画ですが、汚水・生活雑排水は下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周辺の土地と同じ高さのため盛土・造成は行いませんが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いように配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

申請地は第3種農地であり、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月2日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

続いて16ページとなります。「3番」も横手地域局管内からのものです。農地区分ですが、申請地は、横手農業振興地域整備計画において農用地等と定められている農地であることから、農用地区域内農地と判断します。

事業概要は、借受人は冬期間の県道及び市道の除排雪作業を請け負っていますが、公共雪捨場に都度直接運搬することは渋滞等の観点から困難となっており、集めた雪を一時的に置く場所を必要としています。請け負った除排雪のエリアで農地以外の土地や第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、借受人の事業所に隣接し、利便性が良い申請地について、農地ではありますが、やむなく選定したものです。なお、本事業に要する面積は記載のとおりです。

土地概要についてですが、条里南庁舎から北に約750mに位置し、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側・西側は宅地、南側は農地、東側は市道となっております。

資金計画は、借受人である法人と貸渡人である土地所有者とは、法人とその役員の関係にあり、申請に係る権利の内容は使用貸借による権利の設定であることから、本事業に係る経費の計上はありません。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、冬期間の排雪の一時置場としての利用のため該当ありません。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

申請地は「農用地区域内農地」ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供

することが必要と認められるものであり、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月2日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

続きまして「4番」も横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、市街地に近接する区域にある農地で、集落内に介在し、申請地の西側の一団の農地とは県道による分断がされており、一体的な営農を図ることはできない状況であることから、別の一団の農地と判断され、その規模が10ヘクタール未満の集団性の低い農地の区域内にある農地であるため、第1種農地でも第3種農地でもない第2種農地と判断します。

事業概要は、譲受人は現在アパート住まいのため、住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、小中学校に近く、県道や国道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第3種農地を探しました。しかし、目的に合う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、申請地は、市立横手北小学校から北西に約400mに位置しており、地目は現況、登記とも畑となっています。隣接地の状況は、北側・西側は雑種地、南側は水路、東側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。

排水計画ですが、汚水・生活雑排水は合併浄化槽に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、盛土・造成を行いますが、境界ブロックの設置及び法面の安定勾配により、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

申請地は第2種農地ですが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の場合の不許可の例外にも該当するものとし、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月1日、佐藤省美委員と事務局で実施しております。

続いて18ページとなります。「5番」も横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は申請地の北側隣接地に居住し、建物の基礎工事を主に建設業を営んでおりますが、資材置場が不足しており、居住地の隣接地である申請地について、所有者は親類ということもあり、譲り受けて資材置場にするものです。

土地概要は、申請地は、秋田県雄物川流域下水道横手処理センターから北に約300mに位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、西側・南側は原野、東側は市道、北側は譲受人の宅地となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により

確認済みです。

排水計画ですが、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、盛土・造成を行います、法面の安定勾配により、周辺に影響が無いよう配慮することです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されております。

申請地は第1種農地ですが、申請地の周辺において居住する者（住所については印鑑証明書及び農地台帳にて確認しております）が、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

なお、本案件は、追認案件となっています。申請地はすでに資材置場として利用されていることから、このたびの許可申請にあたり、申請人より弁明書を提出していただいております。農地転用許可制度の認識不足で大変申し訳ありませんでした、今後はこのようなことがないようにいたしますとの反省の意思を確認しています。

現地調査は、12月1日、佐藤省美委員と事務局で実施しております。

続きまして「6番」は平鹿地域局管内からのものです。申請地は、農用区域内にある農地以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断します。

事業概要ですが、借受人は現在、申請地近くの市営住宅に入居していますが、子供も成長し、手狭となったことから住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、農業を営んでいる実家の手伝いもあり、実家近くの農地以外の土地や第3種農地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、申請地は、醍醐駅から西に約1.4kmに位置しており、地目は現況、登記とも畑となっています。隣接地の状況は、西側は農地、北側は貸渡人の宅地、東側と南側は市道となっています。

資金計画は、全額借入金で対応すること、融資内示書により確認済みです。

排水計画ですが、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、盛土・造成を行います、法面を安定勾配にし、周辺に影響が無いよう配慮することです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

申請地は第2種農地ですが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の場合の不許可の例外にも該当するものとし、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月30日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

続いて20ページとなります。「7番」は山内地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、おおむね300メートル以内に

市役所山内庁舎があるため、第3種農地と判断します。

事業概要ですが、借受人は現在、両親と同居しており、来年子供も誕生予定で、手狭となることから住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、現在の居住地に近い農地以外の土地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、申請地は、山内庁舎から南東に約160mに位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側・東側は農地、南側は宅地、西側は県道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資内示書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周辺と同じ高さのため盛土・造成を行いませんが、緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

その他、県道から申請地への乗入については、申請地北側隣接地における既存の県道からの進入口を利用するとしており、道路法24条協議は不要であるとの確認を県の道路担当部署にしております。

申請地は「第3種農地」であり、立地基準を満たしており、一般基準も書類等より確認できることから、許可相当と考えます。

現地調査は、11月19日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

最後の「8番」も山内地域局管内からのものです。本案件は、今年度第2期横手農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更申出地であり、今月下旬に変更決定公告を予定しているものです。

農地区分についてですが、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、変更決定公告後の農地区分は第1種農地と判断します。

事業概要ですが、借受人は現在、アパート住まいしており、将来実家の農業を継ぐため、実家近くに住宅の建築を検討しています。土地の選定にあたっては、実家に近い農地以外の土地や第3種農地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなかったため、申請地をやむなく選定したものです。

土地概要は、申請地は、山内パーキングエリアから南西に約300mに位置しており、地目は現況、登記とも田となっています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は貸渡人の農地、南側は一部が貸渡人の宅地、一部が貸渡人の農地となっています。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資内示書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行いますが、法面を張芝等により保護します。また、隣接農地との間には緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

事務局

申請地は 第1種農地ではありますが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものとし、立地基準を満たし、一般基準も書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月19日、高橋正也委員と事務局で実施しております。説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第54号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第54号」については許可することに決定いたします。

日程5、議案第55号「農用地利用集積計画の撤回に対する意見決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書23ページになります。

農用地利用集積計画の撤回については、3件になります。3件の撤回については、平成29年9月「土地改良法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、同法施行前に農地中間管理権を取得している農用地について、機構関連事業のほ場整備実施に伴い契約期間の変更を行うものであります。同事業の要件として、契約期間が15年以上となっていることから、既に農地中間管理権を取得している農用地は、撤回までの履行期間を有効にし、その後の設定期間を解消した上で再度、農地中間管理機構と契約を締結することとなります。

なお、ご審議していただく3件の撤回についてご承認頂いた場合、本日の総会案件である議案第56号にて利用権設定の議案を提案し、ご審議していただくこととしております。

また、機構関連事業のほ場整備事業は、平鹿蟹沢地区ほ場整備事業となります。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問

議長

等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 55 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 55 号」については、承認することとし「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 6、議案第 56 号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 26 ページになります。

はじめに所有権移転になります。「整理番号 1255 番」から「1261 番」の 7 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 4 年 1 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。次に「整理番号 1262 番」の 1 件につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。

続きまして利用権設定です。議案書 27 ページになります。「整理番号 1263 番」から議案書 29 ページ「1282 番」までの 20 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 8 件、再設定が 12 件となっております。

議案書 29 ページの「整理番号 1283 番」から議案書 41 ページの「1395 番」までの 113 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により、農地中間管理権を取得し、12 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により、農家に貸し付ける予定となっております。

なお、先ほど議案第 55 号で撤回の承認が得られた 3 件は、議案書 37 ページ「整理番号 1358 番」、39 ページ「1375 番、1376 番」でございます。

相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 56 号」につ

議長

いて、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 56 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 7、議案第 57 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 44 ページになります。申請案件は 1 件です。

「1 番」は横手地域局管内から、申請地は、秋田県立横手清陵学院から北西へ 500m 先に位置しており、JR 北上線と国道 107 号線の中の宅地や雑種地に隣接した土地のため、農地としての認識が乏しく願出人が相続した時には自然荒廃し、原野化していたとのことです。

申請地の周辺の状況を考慮しますと、今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。

現地調査は、11 月 30 日に高瀬俊作委員、高橋正也委員、高橋馨推進委員と事務局で行っております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 57 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 57 号」については、承認することに決定いたします。

日程 8、報告第 10 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。

事務局の報告を求めます。



それではご報告いたします。議案書 47 ページをご覧ください。報告件数は全部で 4 件となっております。横手地域局管内からのものが 3 件、増田地域局管内からのものが 1 件です。

まず「1 番」についてですが、照会地は「市役所本庁舎」から北西に約 1.1 キロメートルに位置しています。昭和 44 年 9 月 29 日付けで倉庫兼事務所の建築を目的に転用許可されております。現在も農地としての利用は困難であり、非農地と判断しました。

現地調査は、11 月 10 日、高瀬俊作委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、11 月 12 日付けで記載のとおり報告をしております。

次に「2 番」についてです。照会地は「横手インターチェンジ」から東に約 740 メートルに位置しています。申請人が生まれた昭和 22 年には家が建っていたということで、今年建て替えするまで、農地という認識はなかったということでした。公図では、公図の前身である和紙で作成された絵図のときから、所有者は同一ですが、照会地の西側隣接地地番 161 番 1（登記が宅地、現況が畑）と照会地地番 161 番（登記が畑、現況が宅地）が筆界の無い状態で表示されており、この機会に筆界を入れて、それぞれの土地の登記地目を現況地目に変更しようとするものです。

照会地は現在も農地としての利用は困難であり、非農地と判断しました。

現地調査は、11 月 22 日、堀江一彦委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、11 月 30 日付けで記載のとおり報告をしております。

続いて「3 番」になります。照会地は、市立栄小学校から南西に約 1.1 キロメートルに位置しています。

土地の状況ですが、照会地は国道 13 号線沿いにあり、周辺の土地よりも小高い丘となっていて、通作及び耕作に不便なため、昭和 50 年代中頃から耕作が行われておらず、現在は、雑草、灌木が生育し、一面藪の状態のため、足を踏み入れることが困難な状況です。したがって、非農地と判断しました。なお、本照会地は、いわゆる人為的な転用行為が行われたものではなく、自然荒廃したものであり、本来ならば非農地証明にて扱うものですが、法務局からは「転用事実に関する照会という表題ではあるが、人為的か自然かを問わず、農地か非農地かの調査結果を報告願いたい。」とのことでした。

現地調査は、11 月 16 日、堀江一彦委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、11 月 17 日付けで記載のとおり報告をしております。

最後の「4 番」についてですが、照会地は「増田庁舎」から東に約 600 メートルに位置しています。

土地の状況ですが、照会地は国道 342 号線沿いにあり、国道開通に伴い、昭和 50 年頃から平成 10 年頃までパイプ車庫があったとのことですが、現在は、国道から宅地への進入路の一部となっております。したがって、現在も農地としての利用は困難であり、非農地と判断しました。

現地調査は、12 月 3 日、千葉肇委員、鈴木努推進委員、阿部美喜夫推進委員と事務局で実施しております。

事務局	調査結果は、12月7日付けで記載のとおり報告をしております。 説明は以上となります。
議長	事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員 から、補足等ありましたらご説明をお願いします。  (特になし)
議長	特になさいますので、この件に関しまして皆様からご質問等ござい ませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第10号」の報告を終わります。 以上をもちまして、第10回総会を閉会します。  ご協力ありがとうございました。  (10時55分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年12月15日

議 長 飯野 正和

---

署名委員 高橋 康弘

---

署名委員 高橋 正也

---